

午後 2時00分 開会

○司会 皆様、大変お待たせいたしました。ただいまより、日本司法書士会連合会主催、法務省、財団法人法律扶助協会、日本弁護士連合会、全国消費者団体連絡会後援によります、第12回日司連市民公開シンポジウム『『気軽に相談できるって、ホント！？』－法テラスと司法書士の役割－』を開催いたします。

今回のシンポジウムでは、市民と法のかげ橋として、司法書士が役割を果たすために、地域でどのように連携し、何をすべきかを、専門家を交えて検討したいと思います。

私は、本日司会進行役を務めさせていただきます須永みかこと申します。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

まず、本日のスケジュールを簡単にご案内させていただきます。お手元のプログラムにもございますが、この後、主催者からのあいさつに続き、日本司法支援センター（法テラス）理事長予定者でいらっしゃいます金平輝子様からごあいさつをいただきます。その後、法テラスと司法書士総合相談センター紹介ビデオの上映を行った後、パネルディスカッションを行い、17時の閉会のあいさつをもちまして終了とさせていただきます。

なお、お聞きになっていてご不明な点、ご意見などがございましたら、受付にてお渡しいたしました封筒の中のクリーム色の質問用紙にご記入ください。質問用紙回収箱を後方入り口に設置いたしますので、パネルディスカッションの前に入ります休憩の際にお入れいただくか、または会場内におります係員にお渡しください。

なお、時間の制約上、ご質問の紹介や回答を行えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。また今回のこの質問票では、実際のトラブルについての具体的なご相談にはお答えできませんので、実際のご相談は、どうぞお近くの司法書士会をご利用ください。

また、お帰りの際には、同じく封筒の中にあります水色のアンケート用紙にご記入の上、出口にてお出してください。

これより3時間のシンポジウムとなりますが、最後までおつき合いますようお願いいたします。

それでは、初めに主催者を代表いたしまして日本司法書士会連合会会長、中村邦夫よりごあいさつを申し上げます。

○中村会長 皆さん、こんにちは。本日は日司連主催のシンポジウムにお越しいただきまして、ありがとうございます。この市民公開シンポジウムは今回で12回目になります。今回は、先ほどご紹介のありましたように、「『気軽に相談できるって、ホント！？』－法テラスと司法書

士の役割」がテーマでございます。

司法は、市民の皆様の権利を守る最後のとりでと言われてきました。しかし実際には、その司法が国民から遠い存在になってしまっているとの厳しい指摘がなされ、その反省の上に立って、いわゆる司法制度改革の論議が進められてきました。その司法制度改革の結論として、さまざまな法改正、あるいは新しい法律がつくられました。現在は、そこで作られた法律、あるいは改正された法律を実践する段階になってきております。

司法制度改革の論議の中におきまして、私たち司法書士は、いわゆる国民に最も身近な法律家として、市民と司法のかけ橋になるべき役割を期待されました。簡易裁判所における訴訟代理権が付与され、それに伴いまして、いわゆる法律相談の権限が法律上、明確にされたこともその1つでございました。

これまで、司法書士は書類の作成を通じて、弁護士さんに依頼せず裁判を行う市民の皆様を援助するという形で司法制度に関与してきました。当然、そこには高度の法律知識が要求されてきたわけですが、ただ、相談に応ずる範囲といったものが必ずしも法律上、明確ではなかったために、法律相談事業といったものを私たち司法書士会が大々的に展開していこうと思っても、なかなか難しいという事情も少なからずありました。

司法書士法が改正されて3年が経過した今、私たち日本司法書士会連合会は法律家としての社会的な使命を果たすべく、市民のための司法アクセスポイントとして、司法書士総合相談センターを立ち上げました。既に全国で100を超える総合相談センターが稼働しております。最終的には全国300カ所に、このセンターを設立してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、本日のシンポジウムのテーマである、日本司法支援センター、いわゆる法テラスであります。法テラスにつきましては後ほど金平理事長予定者の方からいろいろお話があるかと思っておりますので、ここでは重複を避けさせていただきますけれども、法テラスの設立の基になった法律がいわゆる総合法律支援法という法律でした。

総合法律支援法は、今回の司法制度改革の結論の中で最も重要な法律の1つではないかと各方面から言われているものであります。この法律の中で、私たち司法書士は弁護士さんと並んで、司法ネットワークの担い手として明確に位置づけられております。

ただいま申し上げました、司法書士総合相談センターでは、法テラスに連携する機関としての役割を果たしてまいりたい、こう考えておるところであります。

法テラスでは司法過疎対策、司法がなかなか及ばない司法過疎対策もその業務として掲げら

れております。

私たち司法書士はもともと全国各地にあまねく存在する、どこに行っても存在している、これはいわゆる私たち司法書士制度の特性でもあったわけでごさいます。そういうことから考えますと、法テラスが掲げている司法過疎の問題につきましても、私たちはその担い手として積極的に取り組んでまいりたい、取り組まなければならないと思うのであります。

ただしかし、そうは申しましても、実際にここ数年の激しい都市化現象、あるいは法務局のいわゆる整理統合などの事情が重なりまして、司法書士が全国均てんして存在するという特性が一部では薄くなりつつあるというのも事実です。そういった事実を前にいたしまして、私たちはその対策を講じなければならないと考えておるところであります。

日本司法書士会連合会は、司法過疎の地域でみずから身をもってそこで働こうという積極的な意思を持った若い司法書士の皆さんの応援をしていこうとも考えておるところであり、その制度を現在構築中であるということをお願いしておきたいと思ひます。

また、司法書士総合相談センターに続いて、平成19年からは、ADR基本法という法律のもとに、裁判外の紛争解決制度がスタートいたします。これは、裁判所に行かなくても、裁判所に替わって紛争を解決する民間の組織として創設されるものであります。このADR機関につきましても、私たち司法書士としては全力を挙げて取り組んでまいりたいと思ひておるところであります。このADR組織は全国単位会に各一カ所、合計で50カ所を考えております。

司法書士総合相談センター及びADRの基本法に基づくADRの組織、それから、さきほど申し上げた司法過疎、こういったことに全力で取り組むため、私たち日本司法書士会連合会では来年度から特別会計を組んでそれに対応してまいりたいと考えております。

『「気軽に相談できるって、ホント！？」—法テラスと司法書士の役割—』と題しましたシンポジウムでは、関係者、あるいは、おいでになられる市民の皆さんからの率直なご意見をいただきたい、私たちはその率直なご意見に耳を傾け、今後の活動の参考にさせていただきたいと思ひておるところでごさいます。

また、シンポジウム登壇者の皆様におかれましては、どうか闊達なご議論をお願いしたいと思ひます。

最後になりますが、最後までシンポジウムをご聴講いただき、ぜひ成功に終わらせていただくことを心からお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

どうかよろしくお願ひいたします。(拍手)

○司会 続いて、日本司法支援センター（法テラス）理事長予定者でいらっしゃいます金平輝

子様よりごあいさつをお願いいたします。

○金平 皆様、こんにちは。ご紹介いただきました、日本司法支援センター理事長予定者の金平輝子と申します。(拍手)

本日は日本司法書士会連合会主催の公開シンポジウムにお招きいただき、ごあいさつをさせていただきますましてありがとうございます。

実は、あと1ヵ月いたしますと、日本司法支援センターが設立されます。そして、さらに10月になりますと、業務を開始いたします。

日本司法支援センターは、市民の皆様が気軽に利用していただけるような法律のテラスを提供したいという意味、そしてまた、法で社会を照らしたい、こういう2つの意味を込めまして、私どもは法テラスという愛称にいたしました。したがって、今日は日本司法支援センターを法テラスという愛称でお話させていただきたいと思います。

私は昨年9月、法テラスの理事長予定者ということで指名を受けました。以来、法テラスの業務や、どういう体制でそれをやるかということにつきまして、いろいろ検討する毎日を送っております。

実を申しますと、昨年9月に理事長予定者の辞令を受けたときには、まだ先のことと思っておりましたけれども、あっという間に6ヵ月がたってしまいました。まだまだ法テラス開設前にやるべきこと、なすべきことがいっぱいございまして、日夜いろいろ考えながら仕事をしております。

いずれにいたしましても、私どもは法テラスが設立される日、また10月に業務が開始される日に、センターにいろんな期待をお寄せくださった皆様方ががっかりなさらないように、しっかりと準備をしていきたい、そういうふうに考えながら、汗を流しているところでございます。

そうした中で、本日、法テラスにとりましては最も重要な連携協力先の1つである日本司法書士会連合会におきまして、市民の方々をお招きしての、このような公開シンポジウムを開いてくださいました。私といたしましても、心から感謝を申し上げます。

このシンポジウムの主な課題は、法テラスの担い手としての司法書士が市民のニーズを理解し、そして本当に市民の期待にこたえることができるのだろうか、ということであると伺っております。

実は、私は長く行政の立場で仕事をしてまいりました。行政が何かをやろうとするときに、ついつい犯してしまうことがあります。それは自分の立場、行政の立場でものを考えてしまう。本当に市民の方の立場に立たずに行政の立場でやってしまう。しかし、これからは市民があっ

ての行政であり、市民あつての司法であり、士業であるという視点を忘れてはならないのではないかと思っております。

法テラスには情報提供業務というのがございますけれども、情報提供業務と申しますのは、直接具体的な法律相談を行うのではございません。主として、お問い合わせがあった場合に、最も適した関係機関をご紹介しようということになります。この業務におきましては、利用者の視点を忘れてしまっては、利用者は、情報提供を受けようと思って法テラスにコールなされても、何度も同じ説明を繰り返さなくてはならないということになるのではないかと思います。そうこうしているうちに途中でやはりあきらめてしまう。相談すること自体をあきらめてしまうというふうなことになるのは、何のための情報提供業務かわかりません。利用者にとって一番適切なサービスというのは何かということを考えながら、私たちはこれまで準備を重ねてまいりました。これからもそうしたいと思っております。

その意味でも、今日は情報提供業務の重要な連携協力先であります日本司法書士会連合会が、まさに私が常々考えておりますように、利用者の視点でこのようなシンポジウムを開かれたということに敬意を表するとともに、感謝を申し上げたいと思っております。

私も最後まで参加をさせていただきつもりでございます。後ほど皆様からのご意見も伺うと聞いております。耳の痛いこともあるかもしれませんが、法テラスにとりまして、皆様方の率直なご意見などもこの場でお聞かせいただければ、私ども準備に当たっている者としては、一生懸命それを実現すべく努力したいと考えております。

このことをお約束申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○司会 金平様 ありがとうございました。

続きまして、日本司法支援センター（法テラス）と司法書士総合相談センターの紹介ビデオを上映いたします。準備をさせていただきますので少々お待ちいただきたいと存じます。

なお、先ほどもご案内いたしましたがお聞きになっていてご不明な点、ご意見などがございましたら、受付にてお渡しいたしました封筒の中のクリーム色の質問用紙にご記入ください。質問用紙回収箱は後方入り口に設置いたしますので、パネルディスカッションの前に入ります休憩の際にお入れいただくか、または会場内におります係員にお渡しください。

なお、本日は時間の制約上、ご質問の紹介や回答を行えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、今回のこの質問票では実際のトラブルに関する具体的なご相談にはお答えできませんので、実際のご相談はどうぞお近くの司法書士会をご利用ください。

また、同じく封筒の中にあります水色のアンケート用紙の方にもぜひご記入の上、お帰りの際にお出口にてお出してください。アンケートのご協力もよろしくお願いいたします。

ビデオ上映中は照明を落とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、日本司法支援センター（法テラス）と司法書士総合相談センターの紹介ビデオをごらんください。

（ビデオ上映）

○司会 さて、いかがでしたでしょうか。それではこれより15分休憩とさせていただきます。15時よりパネルディスカッションを始めさせていただきますので、お時間までにご着席ください。

なお、受付にてお渡しいたしました封筒の中のクリーム色の質問用紙がございます。ご意見などがございましたら、どうぞご記入ください。質問用紙は休憩中に会場後方に設置しております回収箱にお入れいただくか、パネルディスカッション中に、係員が回収箱を持って会場を回りますのでどうぞお渡しください。質問は16時20分まで受け付けさせていただきます。

なお、時間の制約上、ご質問の紹介や回答を行えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。それでは休憩時間とさせていただきます。

（休憩）

○司会 それではこれより、パネルディスカッションを始めさせていただきます。

まず、パネリストの皆様にご登場いただきますので、盛大な拍手でお迎えください。（拍手）

まずは、パネリストの皆様をお一人ずつご紹介させていただきます。

早稲田大学大学院法務研究科教授、和田仁孝様です。（拍手）

社団法人全国消費生活相談員協会理事長、下谷内富士子様です。（拍手）

日本弁護士連合会日本支援センター推進本部委員、亀井時子様です。（拍手）

財団法人法律扶助協会専務理事、藤井範弘様です。（拍手）

法務省大臣官房参事官、大場亮太郎様です。（拍手）

愛知県司法書士会副会長社会事業部長、和田博恭様です。（拍手）

そして、今回のディスカッションのコーディネーターを務めます、元読売新聞東京本社論説副委員長、久保潔様です。（拍手）

それでは久保様、よろしくお願いいたします。

○久保 久保でございます。

これから約2時間、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

先ほどからのお話にありますように、国民の誰もが、いつでもどこでも平等に司法サービスを受けられる、その中核をなすのが日本司法支援センターですが、この4月に発足し、10月、秋からは運用が開始される予定です。しかし、それまでにはまだ解決しなければならない課題がたくさんございます。そこで今日は、ここにご登場の皆様にお集まりいただきまして、司法支援センターの可能性と課題などについてお話をいただきたいと思います。特に司法書士会については、最も皆様に身近な法律家として何ができるのか、あるいは期待にどうこたえるのかといったようなことについても議論を深めていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初にお一人ずつコメントをいただきたいと思います。まず、司法書士である愛知県の和田さんですね。口火を切っていただきたいと思うんですが。

○和田 愛知県司法書士会の和田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

自分が出ているビデオを自分で見るのは非常に恥ずかしいなと思いながら見ておりましたけれども、私の方からは、まず、最初にこれまでの相談事業などの司法書士会の取り組みであるとか、あるいは司法書士の活動などを通して、日本司法支援センター、法テラスの業務の開始に当たってどのようなことを今考えているのかというようなことをお話しさせていただきたいと思うのですが、もともと司法書士というのは登記とか、あるいは裁判所の提出書類の作成業務にかかわる相談というものを行ってきていました。

これまではどちらかといいますと、司法書士の制度広報事業という位置づけでもって、相談活動を愛知県会でも行ってきたわけなんですけど、多重債務の相談であるとか、あるいは少額訴訟制度ができて、裁判手続が非常に国民に身近なものになったというところを契機に、利用者である市民の方の訴訟手続、あるいは裁判手続、法的救済手続のお手伝いをするための相談ということができないだろうかということを愛知県会でも検討してきまして、制度広報ではなくて、司法書士による法的なサービスの提供事業としての相談というものを展開していきたいということで、数年前より相談事業の検討をしてきたわけでありまして。

そういった意味で、平成17年7月に、これまでの相談事業をある程度一本化いたしまして、総合相談センターというものを愛知県会においても3ヵ所設置いたしました。

もともと総合相談センターを設置するに至った経緯といいますか、理由につきましても、ビデオでも出ておりましたように、これは司法書士による、利用者である国民の司法アクセスポイントの拡充というのが1つ大きな課題としてあったわけなのですが、今日議論にもなります

総合法律支援法においても、その理念として、あまねく全国において法による紛争解決に必要な情報サービスが受けられる社会の実現というのがうたわれており、私たち司法書士や司法書士会においても、その責務があります。それにも私たちはこたえていかなければならないんだという意識で、総合相談センターを立ち上げている経緯もございます。

アクセスポイントを拡充するという意味においては、利用者の方が気軽にいつでも司法書士の相談を受けられるようなシステムをつくっていかうとしております。また、より多くの相談窓口を開設することによって、司法過疎、いわゆる弁護士や司法書士が十分に存在していない地域においても、適切に法律相談を受けられるようにしていきたいと考えているわけでありませう。

また、こういった相談を司法書士会において、ある程度体系化し、一元化することによって、今後は法テラスの方に持ち込まれた紛争案件といたしますか、相談案件が司法書士会に振り分けられたときの連携先として、きっちりとした体制でもってそれを支えることができるんではないかということで、現在も試行錯誤しながらも、利用者の方から持ち込まれた相談案件をいかに速やかに法による紛争解決手続に乗せられるか、司法書士の手によって解決に導いてあげられるかというところを、しっかりとしたシステムをつくっていかうということで、適切に受託、あるいは受任してもらえる司法書士を次のステップとして紹介できるような、そういう体制を現在つくっているところであります。

単なる総合相談センターは相談の提供だけではなくて、そういう法律的なサポート全般を行っていかう、そういう事業体といたしますか、そういうセンターとして市民の方にご利用していただきたいということで、愛知県会では、ビデオにも出ていましたけれども、ああいう形でもって相談会を運営しているわけでありませう。

今後も司法書士総合相談センターにつきましては、愛知においても量的な拡大を図っていかうつもりでありますけれども、それだけではなくて、しっかりとした法的サービスを提供できるような、質の向上へも努めて頑張っていきたいと。そして、司法支援センターの業務の中心であり、利用者の方の窓口、一番接するポイントであります情報提供の部分において、きっちりとした最新の情報を提供できる司法書士会として、あるいはそこから振られた事件について、そこで我々の手にきたときに迷子にしてしまうというようなことがないように、きっちりとした体制づくりをした上で、連携強化を図っていかうと考えております。

○久保 ありがとうございます。

続きまして、日本司法支援センター、これはどのようなものなのかというイメージがなかなか

かわいてこないと思いますので、その全体像を法務省の大場さんにお話をいただきます。

お配りをしております「法テラス」というパンフがございますね、これをごらんになりながらですと非常にわかるのではないかと思います。

それでは、大場さん、お願いします。

○大場 法務省の大場でございます。よろしくお願いたします。

そもそも今日の出演者のプロフィールのところにありますが、私は法務省の者であります。検察庁などで勤務しまして、平成13年から法務省で司法制度改革についてかかわっている者であります。去年の1月から日本司法支援センター・法テラスのための総合法律支援準備室というプロジェクトチームがあるのですが、ここで仕事をして、法テラスの立ち上げに向けて準備をしていると、こういった立場の者であります。

これまでもお話がありましたように、今年の4月に日本司法支援センターを法人として設立いたします。それまでの段階は、まだ司法支援センターは法人格がございません。準備する主体がないということもありまして、総合法律支援法を所管している法務省、ここが準備をしていると、こういった位置づけになります。法人が立ち上がった後は、まさに日本司法支援センターが主体的にこの秋の業務開始に向けて、さらに準備を進めていくと、こういうステージにあります。

その意味で、法務省では設立のための準備をしているわけではありますが、先ほど、ごらんいただきました、頼荷成美さんのビデオいかがでしたでしょうか。いろいろの謎が出てきたんじゃないかなと思います。例えば頼荷成美さんというのは、あれは一体誰なんだと、弁護士なのか、司法書士なのか、何か相談員なのか、何だろうかと、こういう疑問とか、家尾借与さんが都内に住んでいるとなっているのに、何で県庁の法律相談を紹介したんだろうとか、細かく見るといろいろ謎が出てくるわけですが、それはさておきまして、そういったビデオなんかもつくって、皆さんに総合法律支援構想について理解を深めていただくと、こういった活動もしております。

そして今日、配布している資料、いろいろございます。条文もありますし、法テラスのパンフレットなどもございます。パンフレットは大きい方と小さい方がありまして、小さい方は一般的に利用される方へ法テラスというのはどういうものなのか、それをわかっていただくためにつくったものであります。そして、今から見ていただく大きい方の「法テラス」、これは主に関係、法テラスと連携する機関の皆さん方にこういった連携の仕方があるのか、これについてご理解いただくためにつくったものであります。

法テラスの業務についてお話しする前に、まず組織でありますけれども、これは本部というのは法人ですので1つつくります。そして、事務所というのはどこに置くかといいますと、先ほども出てきましたけれども、全国で50、地方裁判所の本庁所在地がありますけれども、そこに必ずオフィスを置くと、さらに裁判所で言ったら大きな支部のあるところ、また司法過疎地域においても必要に応じて事務所を設けると、こういったものになります。これが箱物といえど箱物ということになります。

実際にどんな人が働くのかということについては、ここで事務を行いますので、事務局の職員というのもおります。弁護士、司法書士、その他の隣接法律専門職種の方はどうやってかわるのかといいますと、国選弁護の関係では、これは弁護士、法律扶助については弁護士と司法書士ということになります。その他、連携先ということでは、各種の弁護士を含んだ隣接法律専門職種の方が連携先としては登場していただくと、こういった仕組みになります。国選弁護や法律扶助、多くについては一般の弁護士さんとか司法書士さんをお願いするということになります。日本司法支援センターで働くスタッフ弁護士といったものもいてもらって、センターの仕事をしてもらおうと、そんなことも考えています。

業務でありますけれども、大きい方のパンフレットの左側、「法テラスの業務内容」、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護関連業務と、こうあります。そこで、補足してご説明したいのが情報提供です。これは左側にもありますように、紛争解決に役立つ法制度を紹介する、法律サービスを提供する関係機関等の情報を集約し、無料で提供すると、こうなっております。

せっかく条文もつけましたので、後でお家に帰ってから見ていただきたいんですが、情報提供業務というのは30条1項1号というところに書いてあります。裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するものや弁護士や隣接法律専門職者の活動、こういった制度に関する情報や、弁護士、司法書士、隣接法律専門職者の活動に関する情報、この2本立てについて情報提供をしていこうと、こういったものであります。この情報提供は無料で行うということになっています。

それでは法律相談というのをやるのかやらないのかというのはなかなか理解するのがちょっと難しいのかもしれませんが、法律相談というのは、経済的に恵まれない方についての法律扶助制度の枠組の中での法律相談、これは無料法律相談を行います。また、司法過疎地域、これは30条1項4号に司法過疎地域において法律サービスを提供しますよという規定があるんですけれども、ここの司法過疎地域における事務所では、ここでは一般の弁護士さんの事務所

と全く同じでありますので、有料による法律相談は行うということになります。

整理しますと、扶助相談は行います。司法過疎地域における有料相談はやりますと。それ以外は法律相談はいたしませんということになります。ただし、法律相談のもう少し手前の段階かもしれませんが、法制度やそういった紛争解決機関についての情報は無料で提供しましょうと、こういうような発想に基づいてこの法律ができています。

情報提供業務については今日いろいろな議論になるところだと思いますので、またそのときに補足して説明したいと思っております。

さらにちょっと資料がいろいろあってちょっとややこしいんですけども、「情報提供業務のイメージ」というA4版のカラーの1枚もあります。これは法テラスが中心となつてといえますか、どうやって利用者とのコンタクトをとっていかうかと、電話もあれば訪問もあれば、あるいはメールだとか、そんなことも考えていますというイメージをつかんでいただくための資料ですので、これも参照していただきたいと思えます。

それでは、私の方からはとりあえず以上でございます。

○久保 ありがとうございます。また、詳しいことは後の議論の中で深めていきたいと思えます。

それでは続きまして、藤井さん、お願いします。

○藤井 財団法人法律扶助協会の専務理事をさせていただいております藤井範弘と申します。よろしく願いいたします。

今日のシンポジウムのサブタイトルは、「法テラスと司法書士の役割」とされています。今パネラーの方からお話がありましたけれども、総合法律支援法が成立し、来月10日には組織が立ち上がり、10月からいよいよ業務を開始するということになっております。

法律扶助協会のことはご承知かもしれませんが、念のためご説明しますと、裁判を起こしたくてもお金がない、お金がないとやはり結果的に裁判を起こせない、そうすると、憲法で保障された裁判を受ける権利、これが阻害されるということで、国から平成17年度は約45億円強であります。補助金をいただいてこれを財源にして、協会が経済的に十分な資力がない方々に裁判費用を立てかえる、そういう仕事をさせていただいている団体です。

現在、当協会は民事法律扶助法という法律に基づいて事業を実施しているわけですが、それが今回、総合法律支援法に切りかわりました。

総合法律支援法というのは、今日資料でお配りしてあると思えますが、どういう意義があるんだろうか、これをまず確認する必要があると思えます。民事の関係に限定してお話します

と、大きく言って2つの意義があると私は理解しております。

1つは、今申しました当協会が実施している民事法律扶助事業、これは裁判のお金を立てかえるという事業であります。この事業が今までの法律のもとでは民間の事業というふうに理解されていたわけです。したがって、国が出すお金は補助金ということで、必ずしも十分なお金が手当てできないという問題があったわけです。しかし、総合法律支援法のもとでは、明確に国が実施する事業というふうに切りかわったのだらうと思います。協会ではこれを民事法律扶助事業の質的転換であると呼んでおりますけれども、国が管理費も含めて、全額、原則としてお金については責任を持って実施する、こういう制度に切りかわったのではないかと思います。

2つは、今も大場さんの方からお話がありましたが、それだけではなくて、民事に関しても、まず情報提供を無料でやりましょうという組織になります。

さらに、これも後で出てくると思いますが、弁護士や司法書士が少ない過疎地においても、支援センターはみずからの事業として業務を実施しましょうということになっております。これは今まで眠っていた事件というのが顕在化していくという効果を生むのだらうと思います。したがって、大きな意味で言うと、民事法律扶助事業というのは、質的転換を図るだけではなくて、量的拡充もこの法律は目指している、あるいは法律の効果として、そういう結果が生まれるのだらう、こんなふうに思っています。

総合法律支援法は司法書士の役割を幾つか規定しております。責務規定、あるいは努力規定というのがありますが、4つに整理できると思っています。

中村会長の冒頭のごあいさつにもありましたが、司法書士さんは簡裁事件に限定されますけれども訴訟代理権を獲得いたしました。したがって、民事法律扶助事業に限定すれば、依頼者の代理人として仕事をする、あるいは従来から行われていた書類を作成する、書類作成援助と呼んでおりますが、そういう仕事もいたします。さらには法律相談、これも従来不明な点がありましたが、簡裁の事物管轄に限定されます、140万の限度という制約はありますけれども、法律相談も実施することになりました。

支援法のもとでは、今まで以上に司法書士がこれらの業務を積極的に担うということが求められているのだらうと思っております。ただ、問題はあります。現在の当協会の経験で言うと、やはりまだまだ自己破産の申し立てに、事件の類型が限定されてしまっていることが問題として指摘できるのだらうと思っております。

それからもう一点は、これも後で議論があるのかもしれませんが、地域格差が非常に激しい

んですね。協会も50の支部を全国に持っておりますけれども、100倍ぐらいの格差が、実はあります。これを支援法のもとでは今後は正していく、改善する必要があるのだろう、こんなふうに思っております。司法書士は、あくまで事件の受任者、受託者としての役割があると思います。

2点目はそれと関連しますが、過疎地における役割であります。

弁護士に比較して、司法書士さんは全国にあまねく配置されていると言われております。実際そのとおりだろうと思います。したがって、司法過疎地においては、より強い意味で司法書士さんの活動というのが期待されていると思います。これは扶助事件に限定されない一般の事件に関しましても、あるいは一般の相談に関しましても、司法書士さんの役割というのは大きく期待されるのだろうと思っております。

ただ、これもやはり問題があって、現在約1万人の認定を受けた、つまり訴訟代理もできる、法律相談もできるという司法書士さんがいらっしゃるのですが、必ずしも十分にこの資格が活用されていません。今後これは日司連の課題でもあると思いますが、積極的にこの資格を活用するということが必要なだろうと思っております。

3点目は、これは法律にも書かれておりますけれども、支援センターと契約をして、ある程度、大量に事件を担当してもらい、契約司法書士という言い方をしたりしますが、支援センターと契約を締結して、支援センターの業務の一部を担うと、こういう役割も司法書士には求められているのだろう、こんなふうに思っております。

4点目としては、これは事件の関係ではなくて、業務への参画ということでありまして。現在、当協会でも本部の理事、あるいは全国各地で運営委員、審査委員ということで司法書士さんの参画をいただいておりますけれども、支援センターのもとでも、より積極的に業務運営に参画するということが求められているのではないかなと思っております。

一応サブタイトルの関係で法テラスと司法書士の役割という観点から、以上4点、整理できるかなと思っております。

○久保 ありがとうございます。

とかく司法書士というのはこれまでのイメージですと、不動産の登記とか、そういうイメージがあるのですが、最近の司法改革の流れの中で、今触れていただきましたように、司法書士の業務というのは飛躍的に拡大しています。今度の法テラスの中で、文字どおり中心的な役割を担う弁護士の方から見るとどうということになるのか、その辺についてお話をいただければと思います。

○亀井 弁護士の亀井です。

総合法律支援法ができて、やっと弁護士と司法書士が共同して仕事ができるという建前になりました。これをいかに使って、双方が共同して法テラスの運営をして事業に携わっていくかということ、これが最大の課題だと思います。

法律扶助協会は昭和27年にできて、54年の歴史があります。司法書士が扶助にかかわったのが平成12年からです。48年目に来た、まさにお客さんということで参入したわけです。今度はお客さんの立場を離れて、主体となって一緒に動くということ、これをどうやって実行するかということだと思います。

司法書士の歴史から見ると、第1の変革が扶助にかかわる歴史です。平成12年に民事法律扶助法ができて、書類作成援助の仕事ができるようになりました。そしてこの頃、運営にも参加するという、今、藤井さんが述べられたような運営にもかかわってきました。

第2の変革が平成15年、これは簡裁代理権と法律相談の資格ができました。

次に平成16年、簡裁代理権が140万円になりました。これが第3の変革。今回が第4の変革だと思います。

平成12年に最初に書類作成の権利ができたとき、扶助の数は163件でした。それが今、平成16年の統計までしか出ていませんが3,000件です。これはものすごい司法書士さんの努力でこれだけの数になったわけです。

簡裁代理権はどうか、これはまだ本当に時間が浅い。平成15年から始まりまして、平成15年のときには簡裁代理援助、扶助ですね、これが55件です。これが平成16年には250件に伸びています。このように少しずつ事業の資格が拡大していったことを見ても、努力をしてこられたと思います。

今度、法律で法テラス、できます。私も法テラス東京の運営にかかわることになっております。司法書士さんと、まず運営においてどうするかということが1つの課題です。東京では副所長も司法書士さんをお願いしています。それから、審査委員というものも、今まで同様をお願いをします。

それからもう一つ、場所はここから5分ほどの四谷の駅前のオガワ建設とかイオンの看板が出ているあのビルです。もとのみずほ銀行の跡になります。そこで法テラス東京ということで運営をいたします。そこにももちろん扶助相談室ができます。そこにやはり弁護士だけでなく、司法書士も一緒に並んで相談をする形をとりたいと考えて企画を練っているところです。

東京ではそのように考えているところですが、じゃあ日本全国全部同じ形でこのように本当

に共同という形がとれるのかということ、まだまだそこが難しいわけです。48年目に来たお客さんから始まった司法書士です。今回、初めて対等の立場ということになりました。ところが、実際今までの54年の歴史があるので、弁護士会の方に、受け入れることがなかなか難しい地域がまだまだあります。今まで特にけんかしていたというわけではなくても、やはりいろんな問題があります。

例えば最初、法律扶助協会ができたときには、日弁連の事業の1つとして発足したんです。その後、国庫補助金がつきました。今は45億になっています。それでも費用が足りないので、弁護士会がかなりの援助をし、それから弁護士もかなりの人的な貢献をして、さらに寄附もしてという形で行って来ました。

そのことが反面、やはり従来の組織に対する弁護士の責任感を持つという意味ではいいことがありました。愛着があるんですね。郷愁とっていいのか。できの悪い子に対する愛着でしょうか。お金がないところで一生懸命、身銭を切ってつぎ込んできたというのが弁護士、弁護士会だったわけです。そのことがやはり我が子を手放すような感情で、いまだに反対を言っている人たちもいるわけです。

こういう中で、東京で共同の形のモデルケースをつくって、うまくやっっていこうと自覚をしています。司法書士さんにも協力をお願いしたいと思っております。

そして、法テラスというのができたのは、弁護士と弁護士会ですね、それから司法書士会がもろにぶつかり合って何かをするということではなくて、間に法テラスというのが入って、そこに集まって、丸いテーブルに集まって、そこで一緒に仕事をするという意味です。今までの直にぶつかるという形よりはいろんなことが考えやすい、中間地帯ができてやりやすいのではないかと思います。今、私は考えています。そういう意味で、司法書士さんの本当に協力を得てやっていきたいと思っております。

以上です。

○久保 ありがとうございます。

これまで簡裁代理という言葉が何回か出てきましたけれども、これは簡易裁判所で140万円以下の争いについて、認定司法書士が皆さんにかわって裁判をできるようになりました。これまでは簡易裁判所の9割ぐらいは、皆さんが自分で訴状から何から何までやっていた。それを司法書士が代理できるということになったわけです。

それでは続きまして、身近な消費生活相談を担当されている下谷内さんお願いします。

○下谷内 全国消費生活相談員協会の下谷内と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元にありますブルーの概要がございますので、ちょっとそれを見ていただければと思います。私どもは一体何の団体なんだろうと思われるかもしれませんが、内閣府の所管の社団法人でございます。全国に会員が1,713名ございまして、全国の消費生活センターで大概の会員が相談を受けております。ですから、昨年多く問題になりました、埼玉県の認知症の悪質住宅リフォームの問題につきましても、消費生活センターの相談員が活躍したという記事をよくお読みいただいたと思いますが、そういう者たちで構成されている団体でございます。

今日は法テラスと司法書士の役割ということですので、私どもは消費生活相談員として、消費生活相談から見た司法書士さんへの期待ということもお話ししてみたいと思います。実際に私どもの出前講座等のお話や、ご質問がありましたらその都度お答えするというにしたいと思います。

私どもの概要を見ていただきますと、目的にも質の向上とかいろいろ書いてございますが、消費生活センターにお寄せいただくときのご相談の中に、時々、既に司法書士さんへ相談に行ってきたという方があります。そのとき、立派な書類はついているんですが、それ以上何も、ただ書いていただいただけということで、後の進展が全くないという非常に残念な相談も幾つかありました。

私は田舎に住んでおりましたので、弁護士さんというのが私の家の周りにはいませんでした。そのときにいらしたのが司法書士さんでした。ずっと代々、司法書士をやってらっしゃる方でした。その近くにいらっしゃる方、町には2,000人ぐらい住民がおりましたが、その住民の法律相談を一手に引き受けるような形をなさってらっしゃいました。ですから、私の中では、司法書士さんというのは消費者、市民、国民の一番身近なところにいらっしゃる法律相談の入り口の方であったのではないかとずっと思っておりました。

しかし、消費生活センターで相談をしておりますと、いささか違ってきているのではないかなというような感じに受けとめております。それはなぜかといろいろ考えてみました。やはり試験を受けなければ、司法書士さんというのにも資格がないとできませんものですから、そうなりますと、相談員もえてしてそういうところもございまして、やはり資格が先に入りまして、なかなか市民が住んでいる身近なところで受けるというのが、どんな些細なことでも相談に乗るといふ姿勢が薄れてきたのではないかなと思っております。それがセンターにあらわれてきた書類だけお持ちになられた相談なんですね。

特に、サラ金の相談なんかたくさんございまして、クレジット、サラ金、かかわっておりますが、書類は立派なものできております。それから先、交渉が全くされておりました

ので、その方もじゃ次は何をしたらいいか、もしも紙に書いていただくのは構わないんですが、その後、この相談をどうしたらいいかということがなかなか判断できないように、ご相談者もその後どこへ行っていいかわからなくて、とにかく消費生活センターに行けと言われたから来ましたというようなご相談が非常に多くあったのは、非常に残念だと思っております。

それで、私が一番司法書士さんに期待したいのは、やはり市民に身近な入り口であるということをもまず1つ思っていたきたいということです。そしてまた、弁護士さんよりもお安いですから、最近、弁護士会さんで報酬目安というのが出まして、私どもが思っていたよりも高額な金額が出ておりましたので、それから見ますと、司法書士さんというのはお安くできるし、機能的であるのではないかと期待はしております。

そういう形で裁判制度の、先ほどから出ております認定司法書士さんの件につきましても、もっと市民にアピールすれば、消費者にアピールすれば、いろんな方が参加できるのではないかと思うんですね。一人でも多くそういう資格を取っていただくということも大事なのではないかと思っております。

裁判所にやはり同じように書類を持ってこられて、何もしてもらってなくて、実際にお金のない方が多重債務でご相談にお見えになるんですね。調停にお見えになるんですが、そのときは立派な書類がありましたので、これは一体何、ご自分で書かれたにしては、ちょっとここまでできるのであれば、自分で既にもうある程度、交渉できたのではないだろうかと思ってお伺いしますと、司法書士さんに書いていただきましたということです。1枚何万円払って、14万ものお金を払って、お金がない方になぜ14万ものお金を請求したのかと私は非常に不可解なんですけど、司法書士さんもそれはそれなりに仕事としてなさっているんでしょうけれども、その先への仕事をどうするかということを少しお考えいただきたいと私は思っております。

それから、今回、法テラスにおきまして、時間が余りなくて申しわけないんですが、情報提供業務というものがございます。私ども、消費生活相談員もそれに多くかかわらせていただくことになると思いますが、情報提供業務といいますのはやはり話を正確に聞き取らないと、次にどこにご相談者を的確に紹介できるかということです。ただ、消費生活センターなどで相談を受けておりますと、1カ所に回してしまっていて、それでいいものかどうかというのが非常に多く相談の中にあります。例えばクレジットの問題でもそうです。多重債務がありました。消費生活センターで、消費者契約法だとか、あるいは特定商取引法を使って、ほとんどお金を払わなくてもいいようにできるかもしれないものもあるわけですね。

それらも含めて、例えばこれは多重債務だから、じゃ司法書士さんどこ行きなさい、あるいは

は弁護士さんといきなさいと言いますと、救われる方も救われないこともあるかもしれません。そしてまた、次にあっちへ行ったりこっちへ行ったり、こちらの部分は、相談1つの中にも1カ所こちらの部分はここのセンター、ここの部分についてはほかの相談機関と、ある程度分けられることになることがあると思いますね。そういう場合、情報提供員はやはり的確に問題を受けとめて、それをここの場合はここですけれども、次は先にこういうふうにつながりますよということを的確に判断ができるようにしなくてはいけないのではないかなと思っております。それは、情報提供員の一番最初のご相談いただく方の入り口でもあるわけですから、一番大事なところであるのではないかなと思っております。

情報提供員にも司法書士さんがかかわられるとも伺っておりおますので、ぜひ受けとめる、聞き取りを十分にしておいて、そしてそれをどのようにつなげていくかということが一番大事なことでないだろうかと思っております。それは、私ども消費生活相談員が常日頃やっていることですので、今後も何か私どもでお役に立つことがあれば、情報提供していきたいなと思っております。

とりあえずここまでで、私のお話を終わらせていただきます。

○久保 ありがとうございます。

それでは最後に、法テラスと司法書士の役割について、専門家であります早稲田大学の和田さんに大きな視点からお話をいただきたいと思っております。

○和田 早稲田大学の和田でございます。

法テラスの意義は、社会的に見て非常に大きな期待を寄せるべきものであるだろうと思っております。これまで、日本では、司法制度が果たす社会的役割は非常に小さい状況だったわけです。このひとつの原因として、司法制度とか、法律家は敷居が高いんだということが言われてまいりました。これは、実は敷居が高いかどうかすらわからないところでイメージ的に言われる言葉で、実際には、敷居を見る入り口までも、なかなか到達できなかった、あるいは到達する対象として意識にすら上ってこなかったというようなことではないかなと思っております。

その意味で、法テラスは一般の市民にとって、司法システムとの間をつないでくれる、インターフェイスとして、非常に期待される領域であるかなと思っております。

これまで司法が使われなかった原因の1つは、このインターフェイスのシステムが今まで実にはなかったということなんだろうと思っております。実際、鳥取や茨城の試行の中では非常にたくさんの件数が持ち込まれていることも、そうした事情を物語っているのかもしれない。

法テラスが果たす機能は、基本的にはファーストコンタクトのところで情報提供し、相談を

振り分けていくということが考えられているわけです。この第1次的な振り分けについてはかなり具体的なイメージが見えてきています。しかし問題は、今、1人の人が抱える1つの紛争が、実は非常に多面的な要素を持っているという点です。例えば相続1つとっても、権利がかかわる難しい問題になると弁護士さんが対応する必要があるかもしれません。それから、相続に関係して、登記ということになれば司法書士さん、そして税金の関係になってくると、今度、税理士さん、いろんな専門性がそこにかかわってくることになります。そうしますと、せっかく第1次振り分けのところで振り分けられて、あるセンターに来てもまた、あっちへ行きなさい、こっち行きなさい、こういう形になりますと、結局余り便利なシステムにはなっていないのではないのでしょうか。

私は、法テラスができたということは、第1次振り分けだけでなく、法テラスを中心に集まるさまざまな機関の間で、第2次的な問題に応じて柔軟に構成されるネットワークをつくっていったって、市民の多面的なニーズに親切にこたえていく、そういうシステムが構築されていく方向にも効果があると思います。そうしたネットワーク構築のコアとして、法テラスに期待をしたいと考えております。

あともう一点、それぞれの相談センターなり専門職のところへ振り分けられて、そこで余り親切でない相談をされてしまうということになれば、結局何のために振り分けしたのかわからないわけです。法テラスによる振り分けが生きるためには、振り分けられた後、そこで何がなされるか、どういう相談がなされるかということが実は一番大事なんだと思います。

制度というものは結局、動かすのは人間です。ユーザーの側から見れば、最初に接触するのは電話のオペレーターの方でしょう。それからその後、振り分けられて、次は司法書士、弁護士となります。そこでの応答が、専門家との接触ではあっても、顔のみえる人と人との関係として構成されることが、非常に重要な意味を持っているんだと思います。

システムについてはかなりのイメージがもうできてきているんですが、中身のところで、具体的に法テラスを通じて何がなされていくんだらうか、市民に親切な対応がなされるのらうか、といった中身のダイナミクスの問題が今後重要になってくるらうと私としては考えております。

○久保 どうもありがとうございました。

これでパネラーの皆さんに、ひと通りお話を伺ったわけですがけれども、実はここに参加されている関係機関、団体の方々は法テラスのこれから中核を担う方々なんですけど、それ以外にも、関係機関、関係団体がありますね。例えば司法関係だけではなく、医療とか福祉とか、いろん

な団体がある。ということで、法テラスがうまく転がっていくキーワードは連携というふうに言われております。これからディスカッションに入っていきますが、まず連携について、第1段階、今、和田さんがおっしゃいましたように、振り分けの問題、皆さんから集まってくる相談、これをどううまく振り分けるのかというあたりから入っていきたいと思っております。ご承知のように、それを振り分けるのは支援センターの情報提供窓口、コールセンターと言われているところなのですが、ここでどうさばいていくのか、振り分けていくのか、相談の中身を正確に汲み取るのかというのが、このシステムのすべての入り口なんですね。ここで対応を誤ったり、変な振り分けをしてしまうと、これは相談者が迷子になってしまうわけですし、非常に重要な役割を担う窓口であります。その辺の重要性について、今ご指摘いただきましたけれども、それをさらに突っ込んだ形で早稲田の和田さんにお話をいただければと思っております。

○和田 それじゃまず最初のところで法テラスにユーザーの方というか、紛争を抱えた方が、トラブルを抱えた方がコンタクトをされますよね。そうしますと、一番最初のところでオペレーターの方が何らかの形で接触をして、お話を聞いてということになります。これは下谷内さんも先ほど言われましたけれども、僕は、トラブルとか紛争というのは、先ほどいろんな法律的な意味での多面性をお話ししましたけれども、もう少し別の観点から見ると、多重性のものを今度は逆に持っている、別の観点からですね。つまり、紛争というのは、トラブルというのは、もちろんそれは法的な観点から処理することも必要なんですが、その背景にあるのは非常に人間関係的な問題であったり、さらにその下には、トラブルを抱えていることで心理的に非常に不安になったり怒ったり感情的になったり悩んだり、そういう気持ちを持ってこういうセンターに接触するわけですね。

非常に機能だけ考えますと、これは情報提供して、お話を伺って、そして振り分けをする、こう単純なことになるんですが、しかしこれは単にコンビニでお金払って、何か商品を買うというのとは違って、こういう不安を持った、非常に混乱した、あるいは感情的な悩みを持った人がここに接触してきて、そしてファーストコンタクトが行われるということですので、まず感情的、あるいは人間関係的な側面での悩みのようなものを受けとめるというふうなことがある部分やはり必要なんじゃないか。それはテレフォンショッピングのように答えられたのでは、やっぱり相談者の方、非常に不安になるだろう。ファーストコンタクトはそれこそ数分で終わるかもしれませんが、その中で情報をとって行って、適切な振り分けをすれば済むんですけども、しかし、その中にやっぱりそういう意味での、もう一つ深いレベルでの対応というのが必要になってくるだろう。

それから、第2次で振り分けられた後でも、例えば先ほど言いましたように、多面的な問題が今度かかわってくるときには、ただこの問題は、じゃあ税理士さんのところを紹介しますから行ってくださいということではなくて、やっぱり誰かがコアになって、あなたの紛争については私がずっとケアしますよというふうな対応をしてくれることが大切だと思うんですね。例えばお医者さんに行けば、主治医というのがいて、その人はじっくり自分のことを診てくれて、でも違う専門の診療科の先生の協力を得ながら、場合によってはそっちに行ったりしながら、でもこの先生は主治医でずっと診てくれているわけですね。

ですから、そういう形のネットワークのつくり方、2次のところでも、司法書士さんが引き受けたケースについてはトータルにケアしながら見ていく、そういう応答。第1次も第2次も専門情報を提供し、専門的な相談をするという、こういうニーズにこたえる部分と、もう一つは、紛争やトラブルを抱えた人に共感を提供すると。つまり、不安を取り除いてあげるような、そういう人間的な共感受容というものをしていくような対応をする。この2つが今後、実際に動いていくときに、本当に今ものすごい数のケースがばっときていると、その期待がずっと継続して、あそこは本当に親切に話を聞いてくれるんだ、法テラスへ行けば安心なんだという、つくっていくときにはそこの部分が実は、僕は非常に重要なのではないかというふうに思っております。

○久保 ありがとうございます。

コールセンターでは、応対に当たるオペレーターの方に振り分けや正しい対応をするためのマニュアルを持たせるようですけども、しかしそうは言いながらも、生の相談というのはなかなかうまく振り分けるのは難しい面もあると思うんですね。そうなりますと、またたらい回しにされたんじゃないか、これまでと同じじゃないかというふうな不満も残る可能性もありますね。そのあたりについて、下谷内さんは消費生活相談のプロとして長年携わっておられますので、先ほども十分伺いましたが、何かつけ加えてお話がございましたか。

○下谷内 それでは先ほど申し上げましたんですが、今後、マニュアル等も整備されると思いますが、そのマニュアルもただ弁護士会でここだとか、あるいは何とか機関で業界団体であるとか、そういうようなマニュアルではなくて、こういう問題が出たときにはこれとこれとこれが予想されるというものの、ある程度考えておかれて、その中でこの場合はここにまず紹介をして、ここの部分については解決するけれども、ここの部分は解決しない恐れがあると、その場合はこちらにということで、それをたらい回しと思われぬように、上手に運用ができるようなマニュアルの作成が必要なのではないかと思います。ただし、マニュアルにつきましても、

書けばいいというものではなくて、まず最初に電話を受けます情報提供員がどれだけじっくり問題を聞き取れるかだと思います。

最初、私どもは昨年の鳥取の試行に際しまして、私どもの相談員が何人か参画させていただきました。そのときに、最初は弁護士会とか幾つかありましたので、そんなに時間をかけないでも多分聞き取って回せばいいというふうにお考えだったようでございます。ただし、相談員というのは的確に、絶対にたらい回しにさせないということは必ずあります。そして、この人は何を相談しにきているのかということ聞き取らなくてははいけません。そのためには、かなりじっくり時間を要するようになるわけです。

最初に相談員が情報提供員で参画いたしましたときに、件数もたくさんないと困るということもあったんだと思いますが、割と短い時間ですぐ紹介しなさいということはあったんですが、これでは正確に紹介先ができませんということで、情報提供員である相談員たちが申し入れをいたしまして、時間が少しじっくり聞き取れるようになったということ聞いております。そういたしますと、やはり今後、マニュアル運用につきましても、やはりそういう観点を含めてつくっていただければいいのではないかなと思っております。

相談員というのはじっくり聞くのが基本でございますので、それが日常の業務でやっておりますので、そういうことも。そこまで聞かないと、的確に紹介先が紹介できないと思っておりますので、そのようなマニュアルを運用されればよろしいのではないかと期待しております。

○久保 ありがとうございます。

もう一つ、振り分けの場合に忘れてならないのは、振り分けのバックにあるいろんな関係機関が、どんな形でネットワークをつくっていくかです。それがないと、どこにどう振り分けていいか、スムーズにいきません。そのあたりはどうなっているのか。東京なんかでは関係機関が、聞くところによりますと、2,000を超えると言っていますが、そういう人たち、そういう機関をどうやってネットワークで結ぶのか。その準備状況も含めまして、法務省の大場さんにお話いただければと思います。

○大場 「情報提供業務のイメージ」、ちょっとこれをごらんになっていただけますでしょうか。関係機関というのはどういう位置づけになるのかということがわかるかと思います。A4の横の「情報提供業務のイメージ」の紙です。

法テラスにコールセンターというのをつくりたいと思っておりますので、利用者はそこに電話でアクセスをする。また、最初に申し上げましたような地方事務所、ここに実際に来ていただく、来所相談、またホームページを見てもらうとか、あるいはメールで相談と、そういったものも

あるわけですが、大きく分けて電話と来所ということになります。

今、これまでのお話に出ていた、コールセンターというのはまさに電話でまず相談者からオペレーターが相談内容を聞き取る。聞き取る内容によって情報提供をする。例えば自己破産というのはどんなことですかとか、そういった制度についての問い合わせがあったり、あるいは自分はどどこに住んでいるんだけど、家の近くに相談をしてくれるところはどこにありますか、いつやってくれますか、そういった問い合わせがある。そうしますと、オペレーターは手元に法や紛争解決の制度についてのデータベース、これを置いておきます。また、弁護士会だとか司法書士会、あるいは地方公共団体の相談窓口に関する情報を蓄積したデータベースも手元に置いておきます。そして、相談者に適した相談機関、あるいは紛争解決の情報についてデータベースを検索して提供すると、そういったことになっています。

コールセンターは全国で1カ所設けると考えています。なぜならば、電話による対応というのを各地方事務所でやっていくということになりますと、地方事務所の情報提供担当者というのは電話も受けたり、あるいは面接もしたりということで、なかなか両方やっていくのも大変なわけでありますので、これ、全国1カ所でコールセンターをつくって、まずはそういった基礎的な情報を提供してはどうかと、そういうことで考えているものであります。

もちろん電話では相手の顔も見えないし、例えばこういった請求書が来たんだけど、どうしたらいいだろうと言われても、その請求書がコールセンターのオペレーターはわからないわけですから、実際に地方事務所に来ていただいて、相談員と面接して相談をすると、こういったもので、両方、コールセンターが第1次的なもの、そして、それでは解決できないものについては、あるいは行き先を示すことができない、解決策を示すことができないものについては地方事務所に来ていただくと。そういった1次的にコールセンター、その次に地方事務所、こういうことにしたいというふうに考えています。

もちろんこれ、時々誤解されるんですけども、法テラスは必ず利用しなきゃいけないということはないんです。つまり、迷子の方はどうぞここを利用してください。そうじゃなくて、自分は例えば消費生活センターを知っていると、あるいはここにあるとか、ここに行ったら多分解決してくれるんだろうとおわかりの方は、どうぞ法テラスを使わないでストレートに窓口に行ってください、こういう趣旨でございます。ですから、迷子の方はぜひ法テラスを利用してください。そういう意味です。

関係機関といいますのは、この図にありますような、左下のところにあります各種の機関を指しています。今、司会の久保さんからお話ありましたように、日本全国で言えば無数にある

ぐらいの関係機関です。司法支援センターの連携先ですから、法だとか司法の紛争解決、それについて力になってくれる機関を指しているわけであります。

これにつきましては、総合法律支援法ができて、さあ連携するぞと言っても、こういった関係機関の方は何じゃそれと、何すればいいんだと、こういうことになってくるわけですので、法務省の方では各地で地方準備会というのを設けまして、そこで昨年と今年、2回に渡りまして、プレ地方協議会というのを開いております。そこでは地方準備会が主催をいたしまして、こういった弁護士会、司法書士会、ここに書いてあるような関係機関の皆さんに集まっていたきまして、法テラスの考え方を説明したり、今後どのようにして連携をつくっていくのがいいかということについて議論しているということです。

じゃ具体的にどんな連携の仕方があるのかということについては、ちょっと忙しいですけども、大きなパンフレットの方の右下の方を見ていただきたいと思います。「情報提供業務における具体的な連携のイメージ」とあります。A、B、C、Dといろいろなレベルがあるのかなというふうに思っています。

例えばAのところですと、法テラスと関係機関などが相互に紹介する。紹介するだけで、紹介先への連絡は相談者本人にやらしてもらおうというものもありますし、Bは法テラスと関係機関とが相互に紹介するとともに、紹介先への連絡まで責任を持って行う。例えば多重債務を負った人が、どうもそういった相談機関があることがわかっているんだけど、どうも扉をたたきにくいと、こういったことがあるならば、まず法テラスに来てもらうなり、法テラスのコールセンターに電話してもらうなりして、アプローチはしてもらわなきゃいけないわけですが、してもらったら、法テラスで責任持って関係機関をご紹介する。つまり、こういった相談者が来ていますということを相談者の了解を得て、関係機関、紹介先に法テラスの責任で連絡してあげる。場合によっては、ここにDがありますけれども、予約までとってあげる。こういったことも可能ではないかと思えます。

もしそれがうまくいきますと、相談者は法テラスにアプローチをする、そうしただけで最終的な解決ができる相談機関にいつ、何曜日の何時に行けばいいんだと、こういったことで安心して、最終的に解決できるであろう相談機関にたどり着くことができるということになるんじゃないかと思っています。もちろん数の多い、なおかついろいろな種類の相談機関がありますので、私が申し上げたような、じゃこうやって予約までとろうねとか、紹介し合おうねといったことは簡単には実現しないかもしれませんが、単に関係機関の名簿を法テラスに置いておくということではなくて、利用者の観点からより便利な連携、密なる連携ができればいい

のかなというふうに考えております。

あと、振り分けのマニュアルの点、下谷内さんの方からお話ありました。これ、まさにそのとおりだと思いますし、和田さんのお話でも、心理的な不安を取り除くような、そういったファーストコンタクトの場所であってほしいというのはまさにおっしゃるとおりだと思っていますので、その点も工夫して準備に当たっていくと、こういうことになるかと思っています。

○久保 どうもありがとうございました。

連携の第1段階として、振り分けの問題を考えてみたわけですが、第2段階では、どうやって解決するのか、そのためにどう連携するのかという課題があります。振り分けられて何も解決しないっていうんじゃ、皆さんの不満が残るわけですから、今度は解決のために関係機関がどう連携するのかと。この問題に少し入っていきたいと思います。先ほど来、ありましたように、法テラスというのは皆さんに情報を提供すること、つまり最も適した機関に振り分けるということを原則として行って、直接、法テラスが法律相談は受けないというふうな原則になっているわけです。しかし、皆さんが、例えば法テラスに電話したら何でも解決してくれるんじゃないかと思っていたとすると、またあちこちにたらい回しされたとか、みんな専門家のなになぜ解決してくれないのかといったような不満が残るのではないかと思います。いわば、誤解に基づく誤認のギャップです。その辺をどうするのか、ギャップをどうやって埋めるのかってことなんです、大場さんいかがでございましょうか。

○大場 法務省の準備室の方の広報の仕方というのも随分工夫してきたつもりではあるんですけども、法の仕組みからいたしまして、総合法律支援法には、支援センターの役割としては弁護士、あるいは司法書士、その他の法律専門職種団体、いろいろな団体の活動を補完するというもの、位置づけということになっているんです。つまり、法テラスはこれまでの既存の営み、例えば地方公共団体でも無料法律相談をやっていますし、法律専門家の団体においても相談センターをやっているわけです。あるいは消費生活相談も消費生活相談員の方がやっているわけですが、そういった活動に、営みにとって代わるものであってはならないということになっています。あくまでも補完的な役割を果たすべきであると。

そうしますと、もし法テラスがここで法律相談をすべて受けますということになりますと、これ、正直申し上げて、巨大な法律相談機関というのができてしまう。なおかつ、それが最初の説明にもありましたけれども、国の予算で運営していくわけですから、民間の、国ではない弁護士さんだとか司法書士さんだとか、そういった関係団体の方がやっている営みということにとって代わるというのでは、これは納税者もそうですし、それぞれの専門家の方たちの理解も

得られないだろうと。こういったことで、法テラスはある意味では一步下がっているということになるかと思います。

そうはいつでも、じゃ本当に何も教えてくれないのかといいますと、そうではなくて、例えば最初のビデオでありましたような、頼荷成美さん、家尾借与さんが敷金なかなか返してくれないとか、何かそんな話がありましたけれども、そういった問題については情報提供ということで、頼荷成美さんは家尾借与さんに少額訴訟というのがありますよということも案内していたし、あるいは弁護士会だとか司法書士会でこういった相談もやっていますよと、こういったものもありますから、まず少し背中を前に押してあげようと、そうしたら、今までに比べたら紛争解決により近づくことができる、こういった役割は果たせるのではないかと思います。

相談者によっては、そこで法テラスで仕入れた情報で、みずからの足で解決に向かっていく人もいましょうし、ある人によっては、やはりこの先は専門家に頼もうということで、弁護士だとか司法書士、その他の隣接法律専門職種の専門家の方をお願いしようという人もいましょうから、そこから先は相談者自身の判断で前に進んでいってください、こういうような位置づけが法テラスであります。

○久保 ありがとうございます。

今のケースなんですけれども、相談が回ってきますね。それを例えば司法書士会なら司法書士会が相談を受けているうちに、どうもこれはほかの機関が担当した方が有効に解決できるのではないかというふうなことになる可能性もあります。そういう場合に、じゃ司法書士会はどこに今度は持っていけばいいのかというふうな問題が起きます。頼りになるのは、例えばどの機関が現在何をやっているのか、どの分野が得意なのかを知っておくことです。司法書士会の皆さんもほかの連携機関の情報を把握してなきやいけませんよね。

先ほど、大場さんがデータベース化をするとおっしゃいましたけれども、それが基本になるんじゃないかかと思います。この辺をもう少し詳しくお話しいただければありがたいんですが。

○大場 データベースの内容ですが、法務省の準備室の方で収集している情報といいますのは、各関係機関がどういった活動をしているのか、例えば何曜日に窓口をあけているのか、法律相談の内容はどういうものなのか、あるいは有料か無料かとか、予約が必要かどうかとか、駅から何分ですかとか、そういったものについての情報を収集しているわけです。したがって、そういった情報を収集して、それをさらに新しくなったらリニューアルもしなきやいけませんけれども、相談者が来たらそういったものを紹介するということになります。

その情報というのは、ある意味では関係機関みんなで共有すべきものだと思います。つまり、法テラス1人で独占しておくべきもの、こういった性質のものではありませんので、関係機関の方にもこれを共有していただけるような仕組みができればなというふうに思っております。

今、久保さんがおっしゃったような、1回例えば司法書士さんに振り分けただけでも、そこで最終的な解決ができずに、じゃどこに次行くんだと、あんまりたらい回しというのはよくないわけですが、しかし、解決に向けてはそれは前に進まざるを得ないわけですから、次には必ず最終的な解決ができるようなところに導く必要があるわけであります。そのためにも、どこで何を誰がやっているということについては、こういった法テラスのみならず、関係機関でも情報を共有できればなというふうに思っています。

そういったことのないようにするためにということで、ちょっと話が外れるかもしれませんが、法テラスとして欲しい情報は、各専門家の方たちは特定の分野は専門なんですけれども、さらに細分化した分野ありますよね。例えば弁護士ならまさに刑事、民事、あらゆる法律事務が取り扱えるわけですが、特に身分法の関係に詳しいとか、あるいは知的財産に詳しいとか、〇〇士という資格のレベルに止まらず資格者だけじゃなくて、さらに一步進んだ専門分野や得意分野に関する情報というのが集約できれば、これは相談者から受けたときに法テラスは、あ、こういった専門家がいますよということで振り分けることができるのかな。ストライクゾーンの振り分けがやりやすくなるのかなというふうに思っています。

そのあらかの1つに、ちょっと今日は触れませんでしたけれども、犯罪被害者支援というのがあります。これにつきましてはまた見ていただきたいんですが、法律の30条1項5号ですか、に犯罪被害者支援業務というのがありますけれども、ここは犯罪被害者支援に精通した弁護士を紹介するというふうに明記してあります。この利用者に適した専門家を紹介するという発想というのは犯罪被害者支援に限らないはずで、利用者にとってみれば、自分の問題を解決するのに適した、まさにストライクゾーンの専門家を望んでいるわけですから、これはすぐにはなかなかできないかもしれませんが、これからの課題としてはあるんじゃないかなというふうに思っています。

○久保 ありがとうございます。

ここで、大場さんに会場から質問が2件きております。同じものなんですが、先ほどから、情報提供窓口で対応に当たる方がた、その重要性を皆さん、繰り返しおっしゃいましたけれども、情報提供の職員というのはどのように募集しているのかというふうなご質問です。ちょっ

とお答え願えれば。

○大場 まず、頼荷成美さんは何者かということなわけですがけれども、あれは前提として、弁護士とか司法書士とか必ず資格者でなければいけないということではありません。資格者の方でもいいんですが。今、準備室の方で考えているのは消費生活相談員だとか、消費生活相談の経験者、この方に窓口に来ていただいているかどうかと思っています。もちろん、その方だけではなくて、あるいは各種の相談窓口の経験者についても座ってもらう。あるいは、犯罪被害者支援に精通した方についても座ってもらう、そういったいろいろな分野の質問、あるいは相談がきますので、それに対応する方に座っていただければと思っています。また、日本司法書士会連合会からは、情報提供担当職員に司法書士も、派遣と言っては変ですけども、活躍できるようにしたいということをお聞きしておりますので、司法書士さんも窓口に来ていただくということになっています。

今、準備室では情報提供担当職員になる方については、各地でどんな方になっていただくかというのを探しているところでもあります。まず、消費生活相談員の方につきましては、とりわけ18年度はどういった形で働いていただくか。例えば市の消費生活相談センターで月曜と火曜と働いて、あるいは水曜は法テラスに来ていただくと。こういった方が多いと聞いておりますので、消費生活相談員については今の段階で募集と申しますか、探していると、こういった状態です。それ以外の分野の方については、まだ実際に募集するという段階には至っておりません。

○久保 どうもありがとうございました。

それで、今度は各団体、関係機関の方々が連携についてどうお考えなのか。多分私は実際に解決を図る上では、関係機関同士の相互信頼といいますか、言葉を変えて申し上げますと、自分でできることは責任を持ってやると、そのかわり、足らざるは補い合う。その根底にはやっぱり相互の信頼がなければならない。例えばそこに紹介しても、うまく解決してくれないんじゃないかという不信感があつたんではどうにもなりません。関係機関の相互信頼をどう図っていくかなどを中心に、まず弁護士会の亀井さん、それから司法書士会の和田さん、そして法律扶助協会の藤井さん、この順番で連携についてどのようにお考えなのか伺いたいと思うんですが。

○亀井 弁護士会では相談センターというものを各会52、全部持っています。そこを連携して有料相談になりますけれども、そこへ連携をしてもらうということで今考えております。

ただ、有料相談をどういうようにやるか。先ほどのチラシの中にありました、最後の予約を

とることまでやるのかどうかということについては、各会のやり方がかなり違っているので、まだまだ検討段階にはなっていますが、積極的に協力をしたいと思っています。

○久保 例えば司法書士会とかほかの機関との連携などはいかがでしょう。

○亀井 まだ法テラスの方で第1次調査、第2次調査で、各連携機関の集約を今したところなんです。各連携機関が何をやっているのか、何の相談をやっているのか、行政の中にもいろんな窓口があって、みんな違う相談をやっております。その集約を今、法テラスでやったところ。これをさらに、これからはさらに各連携機関にこういうところがあるので、もしそちらにこういう相談がきたときには回してくださいというのは、これからまだ組むところになっていると思います。

○久保 和田さん。

○和田 司法書士会は、先ほど申し上げましたけれども、司法書士総合センターをまず窓口として、適切な司法書士に相談をしてもらおうというような形でもって連携を強化していこうと考えております。

特に法的な紛争の解決の問題と申しますと、裁判手続とかのことにしましては、私たちの業務の歴史というのは、もともとは本人訴訟を支援してきたということがあります。弁護士を立てるのではなくて、独力でもって裁判手続や訴訟を行うと、そういう方に対して書類を作成するという、そういう援助でもってご本人の訴訟を援助してきました。

私は今日、何回も出ていますけれども、司法書士法が改正になりまして、簡易裁判所において140万円以下の訴額の事件に関しては一定の範囲内で代理権を得たわけなんですけれども、私たち司法書士の業務の本質的な部分というのは、本人の訴訟を支援するというものによってないのではないかと私は考えています。

したがって、先ほど、下谷内さんから手厳しいご意見もいただきましたけれども、私たちの業務の本質はご本人が訴訟を行っていくことを前提に支援してきました。ですから、本人訴訟を支援することを通して、ご本人が裁判手続によって得るもの、それから失うものを両方見えました。ご本人が事件を解決していく中に主体的にかかわっていくことによって、そのご本人が学んでいく、成長していく姿も見えていますし、逆にご本人が矢面に立っていて、それで非常につらい思いをしている姿も見えました。

ですから、私たちは相談のときにご提供するものは、単に紛争の中身について解決方法を示すのではなくて、実際にこれを解決するに当たって私たちができるのは、140万円以下の金額については訴訟代理という方法で、あなたがもし矢面に立ちたくないのであれば、私たちが

かわって法廷に立つこともできると。しかし、140万を超えたならば、私たちはかわって法廷に立つことはできない、あなたが立って、そして私たちは後方的に、書類作成とか手続の説明をすることによって支援することができる。このことにより得るもの、失うものを、私たちは経験の中からも見てきたわけですから、それをしっかりとご提示させていただいた上で、そして必要とあらば、140万円以上の訴訟代理であるならば、弁護士さんをお願いせざるを得ませんから、そうすると、弁護士会等との連携も含めて、適切にその方の事件を処理していただけるところとの関係をつくっていかなければならないであろうと。

それから、もう一点、先ほど、法務省の大場さんの方からも説明がありました、法テラスの各連携機関の情報、データベースを共有化できるのであるならば、我々の相談の中にもいろいろな複合形態のものがあります。単に金銭の問題だけではなくて、心理的な問題であるとか家族の問題であるとかというようなことが非常にいろいろなものが含まれているものがあります。そういった場合に、我々が提供できるのはここ、そして、もし家族の問題、心理的な問題であるならば、こういったところがありますよということをデータを使うことができるものですから、ぜひ情報のデータベースの共有化というのは図ってってもらいたいなと思っています。

○久保 それじゃ藤井さん。

○藤井 先ほどもちょっとお話出しましたが、扶助協会の方では平成12年から法律に基づいて弁護士だけではなく、司法書士の方々にも、もちろん事件もやっていただきますし、業務の運営にも参画していただくということで今日に至っております。理事としても参画していただいております。最初の頃はいろいろ問題もあったのかもしれませんが、だんだん時間とともに事件数、実績も増加していきまして、かなりうまくいっているのではないかと考えております。

支援センターのもとでは連携というのがさらに多機関にわたります。多様な機関が無数にあるとおっしゃいましたが、様々な機関と連携を図っていかねばいけない。

連携の強化というのが本来業務の1つとして書かれているわけですが、2つの点が問題になるんだろうと思います。

大場さんの方からお話しありましたが、相手先、連携先がどういう内容の業務、あるいは事業を実施しているのか、きめ細かく把握する必要があるんだろう。もちろん何曜日の何時から何時までやっているかということも重要であります。専門性はどういう分野で分類されているのか、あるいは相談の結果、事件受任をしてくれるのかしてくれないのか。相談だけしかやっていませんというところもあります。事件受任はまた別途、ほかの方が担当しますという

ようなシステムのところもあります。そういう内容をきめ細かく支援センターが把握し、適切な情報提供をするということなんだろうと思います。

今度は逆に、連携先、弁護士会でも司法書士会でもいいですが、そちらの課題というのがあります。支援センターは情報提供する、振り分ける第1段階としてですね。その結果、紹介を受けた機関に相談なり行って、満足が得られればいいんだけど、十分な満足が得られないということになると、今度は支援センターにクレームがきます。何だ、変なところを紹介してということで、支援センターが矢面に立つというような問題も現実には起こるんだろうと思います。

つまり、連携先の質が強化されてこそ、適切な情報提供ができるということなんだろう。相互に努力していただければ、適切な情報提供、あるいは満足のいく解決というのには至らないだろうと思います。

これは時間のかかることです。10月にすべて、100パーセント完璧に準備しましたということとはなかなかできない。時間をかけて、徐々に徐々に良いものをつくっていくということが必要だと思います。

その結果、支援センターが中心、あるいは中核、さらには調整役となって、各連携機関相互の2次的な連携というのができ上がっていくのではないかと。今は縦割りでばらばらで、十分な連携はできていませんが、支援センターとの連携は当然として、さらに関係機関相互の2次的な連携システム、あるいはネットワークというのもできるのではないかと考えています。

実は、多くの事件を担当する弁護士でも司法書士さんでもいいですが、あるいは税理士さんでもいいんですけども、日々やっている事件の中では、既に皆さん、連携しているんですね。私もわからなければ、司法書士さんに聞いて、登記のやり方、あるいはどういう書き方すればいいのか聞いています。税金の計算もわからなければ、税理士さんに伺って、場合によっては計算書を出してもらおう。個々の事件では連携しているんだけど、団体になると、意外となかなか連携が難しいというのが実情なんです。支援センターが調整役になって、そういう2次的な連携ネットワークができればいいなというふうに期待しております。

○久保 ありがとうございます。

これまで法テラスの情報提供についていろいろお話を伺ったわけですけども、まだ皆さん、いま一つ、情報提供というのは一体どういうものなんだということがぴんときない部分もあるんではなかろうかと思います。そこで、去年の暮れに法テラスが鳥取県で情報提供の業務を実際に試してみた、試行をやってみたということがございます。それから、きのうからは、同じ

ような試みが水戸で始まっております。そして、大場さんはタベまでそちらをごらんになって、今朝ここへ駆けつけていただいたということで、水戸の報告を含めまして、鳥取の業務試行というのは一体どのようなものだったのか、その結果を含めてお話をいただければと思いますが。

○大場 私の方から簡単にご説明します。亀井さんも両方とも行かれていますので、より専門的な目からコメントいただけるんじゃないかなと思いますが、資料に「業務管理レポート」というのがございます。これは鳥取におきまして、12月1日から14日までコールセンターの情報提供業務の試行をやった結果です。2週間ですけれども、453件きて、やはり金銭トラブルが非常に多かったということでもあります。

アンケートといいますのは、これはその場で電話が終わった後に、こういったサービスについてはどう思いますかというようなことをお尋ねすると。それに対する答えがきているわけですけれども、「利用者の主な意見」にもありますように、下から2行目、「この電話で答えてくれると思った」とか、「直接専門家に相談できる体制の方が良い」とか、そういった辛口のコメントもいただいております。法律の範囲内でどこまでできるかという問題はあるわけですけれども、こういった鳥取での経験を踏まえて、新たに情報提供業務についてのあり方を検討していきたいと思っております。

そして、今日、茨城新聞、今朝の朝刊ですけれども、それも配らせていただいております。3月の10日から16日までの今度は1週間、今日もやっており、日曜日はお休みですが、ここでもやっていきたいと思っております。これは、鳥取につきましては人口が大体60万人ということですが、茨城県は300万人ということですので、もう少し規模の大きなものでやっていくという趣旨であります。今回は法制度情報の提供だとか関係機関の紹介、そういったものもやっていきたいというふうに思っております。特に今回は午前9時から夜の9時までやろうと、夜間についてもやろうとか、あるいは土曜についてもやってみようと、そうすると、どれぐらいのコールがあるかということもわかりますので、そういった新たな取り組みもしているところです。

感想は亀井さんの方からちょっとお願いできますでしょうか。

○亀井 コールセンターの試行というのは、今、自治体はかなりやっています。それは窓口にお客が来たり、電話問い合わせが殺到したりして、本来の業務ができないというのが始まりだったようです。札幌市などではもうかなり前からやっています。そして、電話問い合わせを1つのところに集中させます。そこで大体9割の問い合わせが終わってしまうということです。残りの1割から1割ちょっとが担当の部署へ回されるということで、問い合わせの前さばきに

効くというのが本来の目的かと思います。

そういうことで鳥取の試行をやってみたところ、やはり法律の問題ですので、1割だけなんというわけにはいかず、やはり約半分ぐらいが面接相談、司法書士と弁護士と約半分ずつということでしたが、相談に行くというような処理結果になっています。これで計算してみると、全国で1年間に250万件の電話がかかるということになってしまうので、これはえらいことだなというふうに今考えているところです。

それで、じゃ振り分け相談員というのがどういう方かという、先ほどから出ているように、消費生活の方が7割、そのほかが3割ということになっています。

電話の対応を見てみると、きのうの水戸でも、電話を受けるといういわゆる電話交換手のような仕事かと思いますが、オペレーターの方たちも大変うまい対応をしまして、かなりこれはオペレーターでもいけるのかなと思った次第です。

ただ、やはりマニアックな問い合わせとか、やはり風変わりな、水道の中に毒が入っているけれどもどうしたらいいかというような問い合わせもあったり、やはりどういう振り分け、それをどこかへ相談に回せ、裁判したいなんていうのがありまして、それをそこで食いとめるのはやはりかなりの大変な手腕が要るのかなというふうに思いましたけれども、今後これは今回の法律で初めてできた制度ですので、やはりたらい回しと言われないように、また電話が殺到してかからないという苦情がないように、きちんとした対応をしなければいけないだろうというふうに思っています。

ちなみに東京の四谷に開く法テラスでは、今18人の消費生活相談員を選ぶということで、3月末までにそれを決めなければいけないということになっていますが、数としては、やはりそのぐらいの方が採用されるという見込みのようです。

○久保 私の方からちょっと一、二質問させていただきたいんですが、鳥取の場合は、12月1日から14日までの2週間。2週間で453件という受付件数、それからその内容ですけれども、その中で金銭トラブルが136件、それから相続48件、離婚35件、土地トラブル33件、賃貸20件、法的手続17件、契約13件等々、内容がここに書かれておりますが、これは想定の内だったんでしょうか。

○亀井 鳥取というのは、弁護士も28人しかいません。そういうことで、これだけ多くの電話がかかることも想定していなかったんです。ところが相談内容を見ると、これは東京とほとんど変わらないですね。今、全国レベルでとにかく一番多い相談は、どこでも自己破産関連です。ですから、金銭トラブルというのもほとんどそういうことだろうと思います。そういう意味で

は、全国レベルで相談内容がそんなに変わらないということが実感できたと思います。

○久保 私の印象だと、やはり法的な需要というのが潜在的にかなり多いなという感じがするんですが、いかがでしょうか。

○亀井 そうですね。鳥取を選んだというのは、1つには、片山知事がいるということもあるんですが、そんなに問い合わせが多くないので、じっくりと電話を聞いて、じっくりと時間かけて拝見できるかなと思ったんですが、実はそんなことはなくて、450件という大きな問い合わせがあったのには大変びっくりしたということで、どこでも潜在需要があるというのが、これで検証できたのかなというふうに思います。

○久保 それじゃ大場さんお願いします。

○大場 きのうから行っています茨城での試行の関係ですが、昨日、朝9時から夜の9時までで、大体160件程度の問い合わせがきております。電話をかけられる範囲は茨城県の他にここ東京からでもかけられるんですけども、情報が茨城県内の情報だけを蓄積してお問い合わせに対して対応しているわけですので、1日で160件程度と。やはり金銭トラブルが半分近くありまして、金銭と相続問題で6割ぐらいと、こういうような相談内容でありました。

○久保 ありがとうございます。

それでは次に移ります。恐縮でございますが、ここで会場での質問の受け付けは終了させていただきますのでよろしくお願いいたします。

そこで、3番目の問題としまして、法テラスの1つの大きな柱でもございます、過疎地域の対策ですね、ここに入っていきたいと思います。まず、過疎地域で法律の専門家の皆さんがいらっしゃらないということで、そこにつけ込んで悪質な商法が横行して、高齢者を中心に被害が多いというふうなことを以前に聞いたことがあるんですが、この点につきまして、藤井さん、何かデータとか相談事例がございますか。

○藤井 数値で把握しているわけではないんですけども、現実に過疎地はねらわれていると思います。弁護士、あるいは司法書士というのは法律に基づいて法律事務を独占しているということになっています。したがって、反射的な責任として法律サービスを提供する責務があるんだろうと思います。残念ながら、司法過疎地の問題は解消されていない、いまだ解決されていないというのが実態です。

したがって、今回法律に支援センターの本来業務として過疎地対策を実施しなければいけないということが書かれました。もちろん事務所をつくって、専門のスタッフを配置するという事も考えられるし、それ以外の工夫もあるんだろうと思いますが、現状では司法過疎地の問

題は解消されていないというのが言えると思います。

その結果、どういうことが行われるかということなんですけれども、例えばヤミ金融。これは10万円ぐらい貸して、10日で3割、4割、場合によっては5割の利息をとるという違法業者であります。あるいは、最近ではリフォーム詐欺というのがあります。これも全部、業者はマニュアルを持っています。どういうことを言えばいいのかというマニュアル。高齢者をねらって、危険をあおり立てるわけですが、さらには年金担保融資というのがある、実際には年金証書を預かって自分でとっちゃうという業者もいます。

こういう、ある意味で違法な業者にとっては、過疎地というのは聖域とされているんです。なぜ聖域なのか。誰も援助をしないからということでもあります。10万円貸して返さないと、ぶっ殺すぐらいのことは平気で言います。自殺しろということも言います。弁護士さん、あるいは司法書士さんに相談すれば、代理人として対応する。これは受託通知1本出すだけで、場合によってはおどしがとまり、引っ込むというのが実態であります。当然であります。彼らは犯罪を行っているからです。出資法に違反する犯罪を行っているということだから、専門家が入れればとまるわけです。ところが専門家がいなため、本人はわからないから言われたとおりにお金を払う。極端な例を言いますと、50万借りて1,500万払ったという事例もあります。毎月15万の利息を払って、約10年間払い続けた、こういう事例もあります。こういう事件が専門家にたどり着かないととまらないということなんです。

弁護士会も、あるいは司法書士会も努力してやっておりますけれども、まだまだ限界があるというのが実情です。支援センターのもとでは本来業務に入っておりますから、もちろん過疎地に具体的な事務所を置くということも含めて、さまざまな工夫が必要なんだろう、こんなふうに思っています。

○久保 ありがとうございます。

消費生活相談でいろいろ豊富な相談の事例をお持ちでしょうか。下谷内さんをお願いします。

○下谷内 今、過疎地の問題で藤井弁護士さんの方からお話がありましたが、私どもは、平成13年から消費者問題出前講座というのをずっと実施してまいりました。お金がございませんので内閣府の受託事業でやらせていただいているんですが、北は北海道、利尻島から沖縄の島々まで、希望があれば、どこでも夜でも昼でも朝でも行きますという形で出前講座というのを実施してまいりました。

そのときに私も行きましたが、離島にも行きましたし、それから沖縄の人たちは、私は全然名前も知らないような島にまで行かれました。それは、そこに誰も法を守る人がいないという

ことなんですね。もちろん弁護士さんもいらっしゃいませんし、司法書士さんもほとんどいらっしゃらないというような地域なわけです。ですから、まず役所の人だとか、そういう方たちが、消費者である町の人たちが実際に被害に遭っているかどうかということ、自分の肌で感じていないとおっしゃるんですね。

それで、私も行きました島には、フェリーで悪質業者がばーっと押し寄せて、またばーっと帰っていく、それを1年に2回ぐらいやるわけですね。そのときは体にいいものとか、家の修理をしてくれたり何かしますから、とってもいい人なんですね。いい人が年に2回ぐらい来て、全財産をとっていくという。全財産をとっていかれるんですけども、高齢者は年金がございいますから、何とか生きていけると。ただし、よくよく見ると、クレジットをいっぱい抱えているというようなことがあり、お話をしてから、あれは私が被害に遭っていたんだということ、初めてわかった方がほとんどなんですね。

地方に行きますと、民生委員さんというのは立派な方がすごく多いんですね。その方たちのところでお話ししますと、いや、私も実は下着買ったんだとか、言われたような健康食品も買ったし、お布団も買いました。あれが私はだまされたんでしょかっておっしゃるんですね。それは、あなたが必要だと思ったからお買いになられたんですか。私はこれが欲しいから、お布団が欲しいから、ずっと調べて、その業者が適切だと思って買われたんですかというお話しをしましたら、全くそうでない。ただ、来て親切にいろいろ言ってくれて、じゃちょっと肩も凝ってきたから、軽いお布団がいいかなと思って買ったということなんですね。

それはやはりその人たちが情報が入らないということと、こういう人が来ているよ、あそこでも買ったよということはおっしゃるんですね。それをどこに言っていけばいいかということが全くわからないというのが過疎の地域ではないだろうかと思います。

ただし、過疎と東京とか首都圏との間にどれだけ違いがあるかって、みんな同じです。被害に遭うかはそれほど変わりません。ただし、首都圏の方は、まだどこに相談したらいいか、周りの者が見守ってあげるといえることはできるんですけども、過疎の地域におきましては、そういうことはどこに行ってもいいかわからない。そうすると、あまねく法を市民に照らす、司法が司法にあまねく行くのではなくて、市民、国民にあまねく法を照らしてくれるような法テラスであってほしいなと思っています。ややもすると、司法が市民に向くのではないというふうに感じられるところもありますので、あまねく市民に当たってほしいというのは、特に過疎地の問題の感があります。

それから、先ほど、藤井先生もおっしゃられましたように、ヤミ金融のそういう情報が届か

ないというのは、東京の繁華街の事業者は、ほとんどはがきを出しているんですね。私は東京で消費生活相談員をしておりました。北海道とか鹿児島だとか沖縄から電話が入ったり上京なさるんですが、なぜかと思いましたが、東京の業者は東京でやると見つかってしまいますので、何も情報のいかないところ、相談の場所を知らない人たちのところに電話だとかはがきを送りつけて、お金を強引に貸し付けているという実態があるわけです。

ですから、やはり過疎地へ、あまねく法を照らすということをしかりとやれるように、そしてまた、そういう連携がきちんとできるようにしなくてはいけないのではないかということ、私どもも連携先の1つとして登録をされています。私どもでは、週末電話相談ってやっております。先ほど、ちょっと耳が痛かったんですが、受け入れ先である私どもも質の向上を十分に図らなければいけないのではないかなと思っております。

○久保 ありがとうございます。

そういった被害を防ぐために、日本弁護士連合会は10年近く前から、ひまわり基金なんかをつくったり、あるいは過疎地域に公設事務所をつくったり、司法過疎対策に力を入れておられるんですが、その現状について、亀井さんお願いしたいんですが。

○亀井 全国に2万人の弁護士がいます。うち1万人が東京にいます。人口からいえば、大体日本全体の1割ぐらいが東京にいるんだと思いますが、1割の人口のところに弁護士全体の半分がいるということです。現実には東京ではかなり飽和状態になっているという形です。

ところが、全国にはゼロワン支部といって、地裁支部、いっぱいありますね。そこに弁護士が誰もいない、1人しかいないというところがたくさんある。現在もまだ40ぐらいあります。これはもう40年も前から何とかせいと言われて、世論が言っているわけですが、それを日弁連も放置してきてしまったわけです。平成年代に入って、司法改革という波の中で、やっとなんかこれを何とかしなければということで取り組み始めました。

それで、ひまわり基金といって、月1,000円の会費を弁護士が払います。2万人ですから、全体で約2億4,000万円入ります。それを使って過疎地対策というのを始めてから7、8年になります。それで、全国に相談センターを294つくりました。これはかなり小さいところ、支部の本当に田舎のところにもつくってきました。それから、ひまわり公設事務所。これは法律事務所です。これも54つくりました。最近できたのは沖縄の石垣島、八重山というところにも公設事務所をつくって、そこに弁護士を派遣しました。これは将来的には弁護士がその地に定着してくれるようにという祈りを持ってつくったんですけれども、現在、交代しているところの方が多いと思います。5、6名はその地に定着をしてくれたということで、網走とか、そ

れから岩見というところでは定着をして、次の方が公設事務所に赴任するという形をとっています。

そのように、少しずつ市民が本当に全国均質な法的需要を受けられるようにということで、日弁連もこのところ頑張ってきましたけれども、まだまだ人手不足、それから資金不足ということで、まだ40近い過疎地域が残っているということになっております。もう限界だなということで、ここで法テラスが登場してくれて大変ありがたいと思っております。

○久保 ありがとうございました。

一方、司法書士会は地裁支部の9割以上のところに会員がいると言われていますが、しかし、現状は過疎地域での業務、なかなか厳しいものがあると聞いております。そこで、司法書士会の過疎対策、それについてお話ししたいと思えます。

○和田(博)確かに全国各地に司法書士が存在するとはいっても、一部司法書士の都市化というものも進んでおまして、やはり司法書士が1人もいない地域というのがございます。

それで、各司法書士会においてはそれぞれの活動をして司法過疎対策というのをやっているわけなんです、私も全国の活動そのものを詳細にわかっているわけじゃありませんので、愛知のお話をさせていただきますと、愛知県においても、ちょっと地図がないからわからないんですが、奥三河地区というのがありまして、一番近い簡易裁判所が新城の簡易裁判所なんです、そこからある村の一番遠いところまで行こうとすると、車で4時間かかります。しかも、すごい峠道を通っていかないといけないということで、地元の方は我々が相談に行こうとすると、冬の期間は危ないからやめてくれと言われて断られるぐらいのところなんです、そこに巡回で法律相談活動を行ったことがあります。

また、こういった過疎地域というのは高齢者の方も結構多いものですから、高齢者の問題もあります。司法書士会の場合は司法書士でつくっている成年後見センターリーガルサポートというのがございますので、そちらの方と連携を組んで、巡回相談も行いました。

巡回相談そのものは確かに適切な情報を提供することもできますし、適時に相談を受けることもできるんですが、やはり事件を受任するという体制になると、名古屋から相談員が駆けつけて、相談を受けても、地元で事件を受ける司法書士がいなくなると、なかなか継続性ということが困難になってきます。

そういった意味で、愛知では法テラスの地方準備会の方で、愛知の法テラスの司法過疎事務所を設置するという検討の過程でも、地域の自治体の方にアンケートを実施いたしました。しかし、アンケートを実施しても、自治体の方が必ずしも正確な情報を把握しているとは限らな

いんですね。私たちが巡回相談を村役場でやりますと、予約を受け付けて待つ見える方に、村の役場の方が、「いやあ、〇〇さん、今日は何しに来たの」「相談なの」っていうような感覚で会話をされるわけですね。ですから、ここには相談に来づらいよなっていう雰囲気やっばりあるわけです。そうすると、やはり村役場とか、そういうところではなくて、しっかりとした受任体制を含めた、そういう司法書士なり、法律事務をちゃんと処理する事務所というものが必要であろうということが、そういう巡回相談を通して非常に肌で感じたわけでありまして。これが巡回相談におけるところの限界かなというところなんですね。

○久保 はい、ありがとうございました。

それから、法テラスでは例外的に過疎地域でいろいろなさろうとしているということなんで、簡単にご説明をお願いします。

○大場 法テラスにおける司法過疎対策といたしますが、30条1項4号になるのですが、典型としては司法過疎地域に事務所を設けて、そこに弁護士が常駐して、法律サービスを提供するというものです。日弁連のひまわり基金における活動とも調整しながら、どこに事務所を置いていくのかを検討していくことになろうかと思っております。また、やり方によっては必ずしも事務所を設置せずとも例えばスタッフ弁護士が司法過疎地域を巡回するといった司法過疎対策業務というのもできるのではないかと思いますので、それはこれからの工夫次第ということになります。

○久保 どうも急がせて大変恐縮でございました。

残り少なくなってまいりまして、あと5分ですが、最後に、どんな立派な制度、システムをつくりましても、やはり動かしていくのは人であるということ、それから、相談者の立場に立つ立派な人がいないと、国民の信頼もなかなか得られません。そこで皆さんに今日のディスカッションを総括する意味で、その辺のことについて、短くて恐縮ですが、一言ずつお願いできればと思います。早稲田の和田さんに口火を切っていただけますでしょうか。

○和田(仁) それでは、今提示していただいた問題とあわせて2点最後のまとめとして、お話しさせていただきますと思います。

1つは、地理的な意味での司法過疎の問題が議論されてまいりました。その中で東京には弁護士は1万人いて、もう飽和状態、司法書士も最近では都市集中の傾向も出てきて、これも東京ではかなりいらっしゃる。飽和状態ということなんですけど、果たして本当にそうでしょうか。

専門家の側から見れば、もうニーズはいっぱいいっぱいなんだということなのかもしれませ

んが、トラブルを抱えた人たちが、みんなすべて東京では手当てしてもらっているのか、リーガルサービスをきちんと得られているのかというと、必ずしもそうではないと思います。

先ほど来のお話は地理的な過疎の問題で、法律家がないところで起こっている過疎の問題でしたが、もう一つ、僕は社会的な過疎という概念があり得るんじゃないかと思います。つまり、弁護士はたくさんいる、司法書士もたくさんいるけれども、そこにうまくアクセスできない。ニーズというのが、実は東京でもいっぱいあるんじゃないかと思います。

法テラスというのはそういう意味でも、都市においてさえ、どこへ行ったらいいかわからない、自分の問題そのものがわからない人たちがうまく法律家の方へつないでいく役割を果たすものとして期待したいというところがございます。

もう一つは、トラブルを抱えた方というのは、もしかして自分は被害に遭っているんだろうとか、法的な問題と言えるのだろうかとか、それ自体がわからないというような方もたくさんいらっしゃると思うんですね。

ですから、ファーストコンタクトのところで、オペレーターの方が既に認識されている問題を聞いて、振り分けする、あるいは発見して振り分けするというのではなくて、コミュニケーションの中で、何が問題でどういうふうに動いていけばいいのかというのを一緒につくっていく、そんな創造的なコミュニケーションが行われねばならないのではないかと思うわけです。

そのような観点から、コミュニケーションの能力が、これからは、1つの対人援助職として、法律家にも求められてくるし、法テラスを動かしていくオペレーターの方にも要請されてくるだろうと思います。

そのための養成システムについては、実はアメリカのロースクールでは、そういう教育もされていますし、日本でも医学部では医師が患者とコミュニケーションをする能力を必須のものとして考え、臨床に出る前に試験を課したりしています。これから法の領域でも、コミュニケーション能力をめぐってきちんとしたトレーニングのプログラムとして提供していく方向も必要であろうかと思います。

○久保 それでは下谷内さんから順番に、恐縮ですが一言ずつ、すみません。

○下谷内 今日はこのような場に参加させていただきましてありがとうございました。いろいろ問題は多く抱えていると思いますが、このような新しい試みに際して、私どももそうですが、司法書士さんとも含めて、みずから自分たちの資質の向上も図って、国民の皆様方に司法を身近なものとしてとらえられるように。そして、それぞれの立場での仕事がありますものですから、私どもは相談員として、司法書士さんは司法書士さん、弁護士さんは弁護士さん、それぞ

れに、法テラスとかかわる以外のところでも資質の向上を図っていききたいと今日は思いました。ありがとうございました。

○亀井 弁護士が飽和状態でも、まだまだ被害を受ける人がいっぱいいます。これは広報の問題だと思います。法律扶助協会ももう54年間無料相談をやってきています。自治体相談でも誰でも無料、全国でやっています。それでもそこにたどり着けないで、被害を受ける人がいるんですね。これはもう広報です。コールセンターに期待するのは、1つの簡単な電話番号で、皆さんがアクセスしてきてほしい、何かあったときには事前にアクセスしてほしいというように思います。皆さんにも、ぜひコールセンターのご利用を周りの方にお勧めいただきたいと思います。

○藤井 先ほど、下谷内さんの方から沖縄の島嶼部の例がありました。自分たちは本当にだまされているのだろうか、初めてそこで気づく、専門家に聞いて初めて気づくというご報告です。何年前に私はカンボジアに行きました。法整備の支援ということで調査に行ったわけです。そのとき、カンボジアのプノンペンのある裁判官がこう言いました。カンボジアの国民は不幸である。彼らは二重の被害を受けている。土地をとられ、財産をとられ、しかし、だまされていることに気づいていないと言うんですね。被害を受けていること、それが被害だということに気づいていない、だから二重の不幸を受けている、こういう話でした。これはカンボジアに限らないだろう。日本の現状でも、各地で、あるいは東京でも、大都市でもそういう被害を受けていることに気づいてない方々が、たくさんいるだろうと思います。

日本支援センターが10月からいよいよ業務を開始するということになっております。支援センターが国民にとって、頼もしい組織になる、こういう被害を一つ一つ解決していく、そういう組織になってもらいたいと期待しています。

○大場 国民に身近な司法、これを目指すために法テラスと、あと総合法律支援構想というのが始まるわけであります。もちろん、総合法律支援構想、法テラスを軸とした総合法律支援構想によって、国民にとって司法が身近になるということはあると思いますが、もちろんこれは法テラス1人でできることではありません。法律専門家、あるいは、今日は会場に資格者の方や消費生活相談員の方もいらっしゃると思いますけれども、そういったプロフェッショナルの人たちがどれほど国民の期待にこたえることができるのか、これも法テラスを中心とした総合法律支援構想が成功するかどうかということにかかっているのではないかと思います。情報提供業務によって、これが機能すれば、国民一般に、法だとか、そういった関係機関についての情報が蓄積されます。司法制度についての情報も蓄積されるでしょう。また、あわせて法教育、こう

いったものが中学、高校のときからできれば、国民一般にとって法や司法に関する情報が蓄積される。その上のもの、その先のをプロフェッショナルが提供する、そういったものが求められるのではないか、そんなふうに思っております。

国民にとって身近な司法を目指して、関係機関の方々とも共に手を携えてやっていきたいと、そのように考えております。

○和田(博) 私は皆さんの生活の周りに、非常に身近ではあるが、非常に重要な法律問題というのは非常にたくさんあるんだということは常々業務を通して感じております。そして、私たちが特に扱っている、比較的少額な事件というのは、少額であるがゆえに、余りご本人が問題に気づいていなかったり、あるいは問題に気づいたとしても、それを司法の場に持っていくことがなかなかできないということがあります。少額だけれども国民の生活にとって非常に身近で、かつ重要な法律の問題をたくさん司法の場に上げて、司法の場においてその問題性を検討していく、そして幾つかの裁判例、判例を蓄積していく、そういう役割が、私たち法律家が事件を扱う、相談という部分にあるんだと私は思っています。

したがって、そういう役割を私たちは担っているということは今認識して、相談というものにあっていって、そして法テラスの機能とともに、より多くの紛争が解決に導かれて、より住みやすい社会というのを担っていくという、大きな役割もあるんだということを今日、肝に命じて帰りたいと思います。

本日のシンポジウムのテーマ、「気軽に相談できるって、ホント!？」とありますが、あの最後のクエスチョンマークをとりたいです。あれがない看板を上げるというのが、私たち司法書士と、それから法テラスを運営していく法律家団体等の役割であると私は思います。

○久保 ありがとうございます。

パネラーの皆さんには最後せかせまして、まことに恐縮でございました。

そして、会場の皆様からたくさんのご質問をいただきましたけれども、これはまだ組織的になかなかお答えできない未定の部分もありましたり、それから要望などもございましたので、今日のご質問はそれぞれの関係機関にお渡しして、今後の運営の参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞご容赦いただきたいと思います。

どうも今日は本当に長い間ありがとうございました。最後に、主催者を代表して、日本司法書士会連合会船橋常任理事からごあいさつをいただいて、そこで閉めたいと思います。

○船橋 広報を担当しております常任理事の船橋と申します。

今日はパネルディスカッションで、たくさんのご意見、それからご提言等をいただきまして、

ありがとうございました。

今日のシンポジウムのタイトルは、「法テラスと司法書士の役割」というものでありますが、法テラスにおける司法書士の役割というのは、法テラスの業務への参画という面と、それからもう一つは主要な連携先であるという両方の側面があります。ディスカッションの中でも出てきましたけれども、振り分けの問題であるとか、それから連携の問題とか、いろいろ問題がありますが、私たちが常に念頭に置かなければならないと思っていますのは、あくまでも市民の目線、市民の立場ではないかと思います。

法テラスの連携先にはさまざまな機関、それぞれの立場がありますが、やはり市民の目線、市民の立場ということの一点で、よりよい連携が実現できるのではないかと確信しております。

私たち司法書士会では、司法書士総合相談センターをはじめ、成年後見センターリーガルサポートというような団体を立ち上げておまして、まだまだこれからであります。総合相談センターについては数もまだ今は100ちょっとですけれども、これを300ぐらいまで拡大して、なおかつ、相談のクオリティ、いわゆる人に優しい相談技法といいますか、リーガルカウンセリングの研修を相談員にさせていただいて、相談に来た市民の方に、相談に来てよかった、あるいは相談に来て紛争の解決の糸口が見つかったというような、満足して帰っていただけるような相談センターを目指していきたいと思っております。

それから今日、会場からたくさんのご意見、司法書士会に対する叱咤激励的なご意見やご要望をいただいております。ここで一つずつお答えできないのが大変残念ですけれども、これからの司法書士会の活動の大きいに参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして、本日の市民公開シンポジウムの閉会のあいさつにかえさせていただきます。

今日はどうもありがとうございました。(拍手)

○久保 どうもありがとうございました。(拍手)

午後 5時10分 閉会